

訴 状

令和5年9月28日

宮崎地方裁判所延岡支部 御中

原告 黒木 紹 光

〒883-0004 宮崎県日向市浜町3丁目29番地

原告 黒木 紹 光

〒883-0004 宮崎県日向市浜町3丁目29番地 自宅（送達場所）

原告 黒木 紹 光

電 話&FAX 0982-95-0002

〒880-8555 宮崎県日向市本町10番5号

被告 日向市長 十 屋 幸 平

契約破棄及び契約締結差止請求事件

訴訟物の価額 算定不能

貼用印紙額 13000円

第1 請求の趣旨

1 被告は、令和5年8月28日、日向市民の了承なく、勝手に大王谷プール解体工事請負契約を締結した（「工事請負契約書（甲1）」）。また、被告は、令和5年9月15日、令和5年第4回日向市議会において、大王谷プール解体後の跡地に日向市総合体育館を建設する設計施工契約36億8852万円を認める第70号議案（「工事請負契約の締結について（甲2）」）を賛成多数で可決した。これらの被告の行為は、明らかに地方自治法及び公共サービス基本法違反かつ環境権侵害であるから、無効であり、大王谷プール解体工事請負契約破

棄を求めると共に、日向市総合体育館設計施工契約締結の差止めを求める。

2 訴訟費用は、被告の負担とする

との判決ならびに仮執行宣言を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

原告は、日向市の住民である。

被告は、日向市政において、日向市を統轄し、これを代表する市長である。

2 被告による違法な大王谷プール解体工事請負契約締結

(1) 大王谷プールは、日向市において唯一の市営プールであり、小中学校が夏休み期間である7月下旬から8月下旬までの37～38日間しか営業しないにもかかわらず、毎年約6000名（「大王谷運動公園水泳場使用者数（甲3）」平成30年6101名、令和元年5869名、令和5年5823名 *コロナの影響で営業日数が少なかった令和2～4年は除いた。）の利用者があって、多くの日向市の子供たちの貴重な楽しみとなってきた。

この人気の理由は、「大王谷プール写真（甲4）」の通り、大王谷運動公園という日常の喧騒を忘れられる静かで緑に囲まれた環境の中に、乳幼児から大人まで低料金（乳幼児110円、児童生徒220円、一般330円）で半日楽しく過ごせる充実した施設だからである。子供たちに大人気の流れるプール、乳幼児を安心して水遊びさせられる乳幼児プール、競技として水泳をするための25mプールという3タイプのプールが、周囲に休むスペースを確保しながら適度に配置されている。

このすばらしい環境の中のこの施設が多くの市民、とりわけ子供達に愛され、公共施設として価値が高いことは、利用者数（甲3）、写真（甲4）、インスタグラムに掲載された寄せ書き色紙（「インスタグラム寄せ書き色紙（甲5）」）に書かれた子供たちの声な

どから十分過ぎるくらい理解できる。

(2) したがって、大王谷プール利用によって得られる付加価値は、日向市民が有する公共施設の利用による公共サービスを受ける権利のひとつであるから、これを被告が侵害することは許されない。

にもかかわらず被告は、令和5年8月28日、勝手に「大王谷プール解体工事請負契約(甲1)」を締結した。被告の本行為は、明らかに地方自治法及び公共サービス基本法違反であり、環境権の侵害であるから、無効であり、契約破棄を求める。

3 2項により侵害された権利①公共サービスに係る住民の権利

(1) 地方自治法第10条2項「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」に定められている地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利とは、公共サービスを受ける権利である。

ここで、「公共サービス」とは、公共サービス基本法第2条「この法律において「公共サービス」とは、次に掲げる行為であって、国民が日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要を満たすものをいう。」また、1号「国又は地方公共団体の事務又は事業であって、特定の者に対して行われる金銭その他の物の給付又は役務の提供」、2号「前号に掲げるもののほか、国又は地方公共団体が行う規制、監督、助成、広報、公共施設の整備その他の公共の利益の増進に資する行為」である。

さらに、公共サービス基本法第3条(基本理念)3号「公共サービスについて国民の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。」及び同4号「公共サービスに関する必要な情報及び学習の機会が国民に提供されるとともに、国民の意見が公共サービスの実施等に反映されること。」と定められている。

(2) したがって、日向市民及び地区住民は、日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要を満たすために、日向市から公共の利益の増進に資する行為(適

切な公共サービス) を受ける権利、そして公共サービスを選択する機会を確保する権利及び公共サービスの実施について意見を反映する権利を有している。

ところが、被告は、日向市民に対して、日向市民が大王谷プールという公共施設を利用することによって得られる付加価値を奪うことになることを知りながら、十分な周知及び協議を経ずに、秘密裡に大王谷プール解体工事請負契約を締結した。この行為は、日向市民及び地区住民が公共施設利用による公共サービスを受ける権利、公共サービスを選択する機会を確保する権利及び公共サービスの実施について意見を反映する権利を明らかに侵害しており、地方自治法及び公共サービス基本法違反である。

4 2項により侵害された権利②環境権

(1) 環境権論によれば、「環境権」とは、「良き環境を享受し、かつこれを支配し得る権利」であり、「人間が健康な生活を維持し、快適な生活を求める権利」であると言われる。ここに言う「環境」とは、大気、水、日照、静穏、景観などの自然的環境のみならず、社会的諸施設や文化的遺産など、広く社会的、文化的環境を含むものであって、環境権は、すべての人々が、その共通の財産として、かかる環境を享受しうるという意味において、すべての国民なかんずく一定地域の住民の共有に属するものとされている。

そして、このような環境権は、国または地方公共団体に対し良き環境の確保を要求しうる権能を含む点において、生存権的基本権の一面をもつとともに、強大な力を持つ企業の侵害から社会的弱者である公害の被害者を守るための権利としての社会権の一種に属し、その憲法上の根拠は13条及び25条の規定に求められている。

(2) 環境権論は、環境権の対象である環境の中に、大気、水、日照、静穏、景観、社会的諸施設や文化的遺産などを含め、これらを区別することなく一律に取り扱っている。そして、この立場から、都市生活において、環境の利用・配分並びにその維持については、人々の了解事項として、一定の規約・規律が存在しており、特定の人間による勝手な変容や独占は許されないという主張が有効となる。

今日、環境権がもつ綱領的権利としての意義や有用性について、これを否定する見解はほとんどない。また、環境権の意義は、単に綱領的な権利としての性格のみに留まらず、すべての環境破壊行為に対して、住民がその差止めを求める権限として、直接裁判で主張できる具体的な法的権利たりうるものでなければならない、とされる。

さらに、環境権論は、環境が破壊されれば、直ちに、地域住民による差止が認められるべきだとし、環境共有の法理に基づいて請求権者を地域住民全体に拡大しうるものとするとともに、差止の要件として、加害者の故意、過失は全く問題にすべきではないとする。

(3) そうすると、大王谷プールという公共施設の利用については、現に毎年6000名近い利用者がいて、地区住民の了解事項として、夏休み期間中の地区住民とりわけ子供達にとって、生活に密着したなくてはならない公共施設として存在してきた事実の前で、被告による勝手な変容（解体工事）は、まぎれもなく環境破壊であり、環境権の侵害であるから、許されない。

5 日向市総合体育館設計施工契約締結の違法性

(1) 被告は、令和5年9月15日第4回日向市議会において第70号議案（「工事請負契約の締結について(甲2)」）を提出し、本議案は賛成多数で可決された。仮に、被告が日向市総合体育館設計施工契約を締結した場合、本契約締結行為は違法である。

なぜなら、日向市総合体育館は、2項で示した大王谷プール解体後の跡地に建設するからである。つまり、日向市総合体育館設計施工契約は2項で示した違法な大王谷プール解体工事請負契約を前提としたものであるから、すなわち、大王谷プールが解体されなければ、日向市総合体育館は物理的に施工が不可能であるので、違法契約及びその履行を前提とした日向市総合体育館設計施工契約は違法である。

(2) 刑法第256条（盗品譲受等）の第2項「前項に規定する物を運搬し、保管し、若しくは有償で譲り受け、又はその有償の処分をさせた者は、十年以下の懲役

及び五十万円以下の罰金に処する。」の通り、盗品であることを知りながらそれを有償で譲り受け、転売すれば違法である。

同様に、大王谷プール解体工事請負契約締結行為及びその履行が違法であることを知りながら、日向市総合体育館設計施工契約を締結する行為は違法である。

(3) 一方、「大王谷プール解体工事中止を求める署名472名分(甲6)」の通り、大王谷プールは、多くの市民に愛され親しまれている日向市民の重要な公共施設であり、大半の市民は大王谷プール解体とこの世紀の無駄遣いに反対している。日向市民の一部である〇〇〇〇他2名が、「日向市総合体育館建設計画についての意見(甲12)」で述べているように、大半の市民の反対意思は明白であり、疑問の余地はない。また、この計画の理解不能の無謀な推進に対しては、利権の臭いが感じ取れる。

さて、日向市総合体育館設計施工契約は、36億8852万円という巨額契約(甲2)であるが、ここで今現在日向市が置かれている特有の状況を考慮しなければならない。なぜなら、日向市は、令和6年3月17日、日向市長選挙が予定されている。

したがって、このような状況下で、仮に、大王谷プールが解体され、日向市総合体育館設計施工契約が締結されたら、日向市民は、貴重な公共施設を失った上多大な経済的損失を被る、少なくとも、その可能性が極めて高い。

なぜなら、現総合体育館建設計画を推進する被告が、令和6年3月の市長選挙で反対する候補者に負けた場合、反対の信任を受けた新市長によって日向市総合体育館設計施工契約は契約破棄されるからである。そうなれば、日向市民は、大王谷プールという貴重な公共施設を失った上、契約破棄に伴う多額の賠償金の支払い義務を負う。

多大な経済的損失の見込み額は、業者選定委託業務費5000万円+大王谷プール解体工事費5617万円+設計施工契約破棄に伴う賠償金7億3770万円(契約金36億8852万円の20%)=8億4387万円となり、さらに、失われた大王谷プール再建費用数億円が加算される。

(4) 仮に、前段で示した損失が現実になった場合、大王谷プール解体工事と日向市総

合体育館設計施工契約締結行為は、背任罪に該当する。なぜなら、当該行為は、行為時に総合的に見て、日向市に利益が生じる可能性より不利益が生じる可能性が高いにもかかわらず当該行為に出ることにより、被告に与えられた裁量を明らかに逸脱する任務違背になるからである。

逆に言えば、当該損失は、被告の裁量権の行使によって未然に避けることができる。また、当該損失は、令和6年3月の市長選挙までわずか6か月間大王谷プール解体工事と日向市総合体育館設計施工契約締結行為を保留（一時停止）することによっても未然に避けることができる。

被告が、それを知りながら、不当に当該建設計画推進を強行し当該損失が現実となった場合、行政手続き上の違法性の有無に関係なく、被告の日向市政を統括する責任を負う立場からすれば、当該行為は明らかに裁量を逸脱する重大かつ明白な瑕疵だと言えるので、任務違背があったと認められる。

6 原告被告間の交渉経緯

(1) 原告は、被告に、令和5年5月22日「日向市総合体育館建設計画中止を求める請願書」を提出し、日向市総合体育館建設計画自体の見直し及び中止を求めた。これに対して、被告からは無回答だった。

(2) 原告は、被告に、令和5年6月13日「日向市総合体育館建設計画停止を求める請願書（甲7）」を提出し、日向市総合体育館建設計画推進の一時停止を求めた。これに対して、被告からは無回答だった。

(3) 原告は、被告に、令和5年8月28日「日向市総合体育館建設計画一時停止を求める上申書（甲8）」を提出し、再び日向市総合体育館建設計画推進の令和6年3月日向市長選挙までの一時停止を求め、回答を求めた。これに対して、被告からは無回答だった。

被告は、同日、勝手に「大王谷プール解体工事請負契約（甲1）」を締結した。

(4) 原告は、被告に、令和5年9月4日「日向市総合体育館建設計画一時停止を求め上申書第2(甲9)」を提出し、再び日向市総合体育館建設計画推進の令和6年3月日向市長選挙までの一時停止を求め、令和5年9月8日午後5時までの回答を求めた。これに対して、被告からは無回答だった。

(5) 被告は、令和5年9月15日第4回日向市議会において第70号議案(「工事請負契約の締結について(甲2)」)を提出し、本議案は賛成多数で可決された。原告は、被告に、令和5年9月19日「訴訟予定告知書(甲10)」を提出し、再び日向市総合体育館建設計画推進の令和6年3月日向市長選挙までの一時停止を求め、令和5年9月27日までの回答を求めた。これに対して、被告から原告に、令和5年9月22日付「回答書(甲11)」が届いた。

「回答書(甲11)」の内容は、原告が求める日向市総合体育館建設計画推進の令和6年3月日向市長選挙までの一時停止ではなく、無謀にも、日向市総合体育館建設計画推進を強行するというものだった。

7 被告による日向市総合体育館建設計画推進強行が誤りであること

(1) 被告は、「回答書(甲11)」において、「(市民説明会及び市民アンケート調査の結果、)市民の皆さんにご理解をいただいていることを確認しております。」とし、行政手続き上の瑕疵はないと主張している。

しかし、被告の主張は失当である。その理由は三つある。ひとつは、「大王谷プール解体工事中止を求める署名472名分(甲6)」の通り、被告による現行日向市総合体育館建設計画に反対する多数(原告の予想では市民の70~80%)の意見があること。したがって、被告が主張する「市民の皆さん(マジョリティ)にご理解をいただいている」という事実はない。

(2) 次に、原告が問題としているのは、被告が、5項で示した8億円を超える巨額損失の原因を作らない合理的選択ではなく、巨額損失の原因を作る可能性が高い非合理的

選択を取ろうとしている任務違背行為である。任務違背を判断する上で、「行為時に総合的に見て、日向市に利益が生じる可能性より不利益が生じる可能性が高い」ことが要件となるが、換言すれば、「不利益が生じる可能性が高い」とは、「本人に財産上の損害を加える」ことの認識認容があれば足り、任務違背の故意が認められる。

したがって、本件においては、行為時に、5項で示した8億円を超える巨額損失を予見できたかどうかは問われ、予見できる場合は、未必的認識認容が肯定される。そして、本件の場合、令和6年3月日向市長選挙において日向市総合体育館建設計画の是非が争点になり、堅実な財政支出を望む市民が日向市総合体育館建設計画に反対することは明白なので、そうした認識を原告によって促され（甲7～10）共有している筈の被告において5項で示した8億円を超える巨額損失が予見できることも明白である。

すなわち、巨額損失の予見を前提とした日向市総合体育館建設計画推進の強行が誤りであることは、言うまでもない。

（3）三番目に、被告において当該巨額損失を回避することができるのかどうか、任務違背の故意の認定を左右する。例えば、救済融資の事例のように、融資先企業の倒産の危機という逼迫した状況においては、十分な担保がなくとも融資し、企業の再建を図ることが本人の利益になるという判断には、任務違背の故意は認定されない。

一方、本件の場合は、日向市総合体育館建設計画推進を今強行しなければ、日向市に不利益をもたらすような逼迫した事情は存在しない。それどころか、まったく逆で、今日向市総合体育館建設計画推進を強行すれば、日向市に不利益をもたらす可能性が高い。そして、今日向市総合体育館建設計画推進を強行しなければならない正当な理由は存在しない。

被告は、大王谷プール解体工事と日向市総合体育館設計施工契約締結前の現時点で当該巨額損失を回避することが容易にできるものであり、容易に回避できた当該巨額損失を回避する機会を自ら放棄してもたらしたとしたら、被告の任務違背の故意は断定的に認められる。

因みに、なぜ被告は、正当な理由がないにもかかわらず、当該計画推進を強行しようとしているのだろうか？考えられる理由は、「利権」しかない。総額42億円もの当該計画は、言い換えれば、受注会社にとって42億円もの売上機会であり、またとない利益確保機会である。今多くの市民の間で、特定企業に対する利益供与と関係者間の再分配の噂が囁かれている。被告の非合理的不自然過ぎる当該計画推進の強行の理由が、それ以外に考えられないからである。

8 参考例：宮崎県川南町の場合

川南町においては、人口減少の影響から、二つの中学校を統合する計画が進められていた。町民の意見が分かれる中、前日高町長は、令和5年4月23日実施の町長選挙を待たずに、わずか40日前の令和5年3月13日、株式会社教育施設研究所と新中学校建設基本・実施設計業務委託契約2億5300万円を締結した。(甲13)

令和5年4月23日、町長選挙(甲14)が行われた結果、争点である「新中学校校舎の新設」に反対した現東町長が当選した。現東町長は、選挙公約通り、新中学校建設基本・実施設計業務委託契約を解除し、賠償金4291万円(契約金額の17%)を支払う決定をした。(甲15)

もし、前日高町長が、町長選挙わずか40日前の新中学校建設基本・実施設計業務委託契約を締結していなかったら、賠償金4291万円の支払い義務は生じていなかった。前日高町長の無謀かつ傲慢な計画推進が、結果的に多大な損害を町民に与えた。

川南町の事例は、日向市の近未来を示唆しており、日向市の場合は、川南町の15倍規模以上の損害となるので、同様な失政は絶対許されない。その全責任は被告にある。

9 よって、

原告は、被告に対し、請求の趣旨記載の判決ならびに仮執行宣言を求める。

以上

証拠方法

- 1 甲第1号証 「工事請負契約書」
- 2 甲第2号証 「工事請負契約の締結について」
- 3 甲第3号証 「大王谷運動公園水泳場使用者数」
- 4 甲第4号証 「大王谷プール写真」
- 5 甲第5号証 「インスタグラム寄せ書き色紙」
- 6 甲第6号証 「大王谷プール解体工事中止を求める署名472名分」
- 7 甲第7号証 「日向市総合体育館建設計画停止を求める請願書」
- 8 甲第8号証 「日向市総合体育館建設計画一時停止を求める上申書」
- 9 甲第9号証 「日向市総合体育館建設計画一時停止を求める上申書第2」
- 10 甲第10号証 「訴訟予定告知書」
- 11 甲第11号証 「回答書」
- 12 甲第12号証 「日向市総合体育館建設計画についての意見」
- 13 甲第13号証 「プロポーザル審査結果の公表について」
- 14 甲第14号証 MR Tニュース川南町町長選挙争点記事
- 15 甲第15号証 宮日新聞川南町解約金記事

附属書類

- 1 訴状副本 1通
- 2 甲号証写し 各2通
- 3 証拠説明書 2通